

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年3月24日付け松江市監査委員告示第3号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長及び松江市教育委員会教育長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成22年6月10日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 児玉 泰州
 松江市監査委員 比良 幸男

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 (保健福祉課、子育て課、介護保険課、健康推進課) (1)指定管理施設として受託している保育所においては、保護者から集金された給食の主食費や延長・一時保育料などが施設内で一定期間保管されている状況がある。金銭の収納については、当法人の経理規程により、受入後2日以内に金融機関に預け入れなければならないとされていることから、これを遵守されるとともに、各施設での現金管理についてはより安全で確実な方策を講じられたい。</p>	<p>1. 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会 (保健福祉課、介護保険課、健康推進課) (1)金銭の収納については、当法人が受託している指定管理施設の職員も含めて、経理規程に基づいた受入後2日以内に金融機関に預け入れることを遵守するよう指導を行った。 (子育て課) (1)金銭の収納については経理規程の遵守に努めるよう指導します。また今年度、全保育所に金庫を設置し、安全対策を図るよう指導します。 4月より指定管理者が松江福祉会に変更となりますが、このことについて申し送りをし、松江福祉会の経理規程を遵守するよう指導します。</p>
<p>2. 社会福祉法人 松江福祉会 (子育て課) (1)決算書類において数値の計上漏れや誤計上など多数の不備不適事項が見受けられた。決算書類については、施設の利用者や利害関係者などに対する説明責任を果たす重要な書類であることから、会計処理の適正化や組織としてのチェック体制の強化など内部牽制機能の整備を図られたい。 (2)各施設で徴収された金銭については、施設内で一定期間保管されている状況がある。金銭の収納については、松江福祉会経理規程により、受入後2日以内に金融機関に預け入れなければならないとされていることから、これを遵守されるとともに、各施設での現金管理については、より安全で確実かつ効率的な方法となるよう対策を講じられたい。</p>	<p>2. 社会福祉法人 松江福祉会 (子育て課) (1)計上漏れや誤計上がないよう、複数で確認する等して適正に会計処理ができるように指導します。 (2)各施設の会計は本部で一括管理しているので、各施設で徴収された金銭については、長期間保管せず、本部経由で金融機関に預け入れることとしますが、遠隔地にある施設から頻繁に現金を本部に届けるのは業務上極めて困難であるため、現実的に対応が可能な受入後7日以内に金融機関に預け入れるよう経理規程の改正を次期理事会へ提案すると松江福祉会より報告を受けました。 なお、昨年度各施設で金庫を購入し鍵等は施設長が厳重に管理して、施設内での現金管理は十分に安全を期していますが、経理規程に関わらず收受した現金は極力早急に本部に届けるよう徹底するよう指導します。</p>

<p>3. 株式会社 松江情報センター (政策企画課)</p> <p>(1) 払込資本の大部分が預金・有価証券で固定的に運用されており、積極的に事業の用に有効に活用されているとは言い難い。そのため総資本に対する利益率や売上回転率も極めて低い状況である。当面の大きな投資を伴う新たな事業展開の具体案がない現状では、株主への資本の返還による減資も含め、総資本を圧縮され資本利益率や資本回転率の向上策を検討されたい。</p>	<p>3. 株式会社 松江情報センター (政策企画課)</p> <p>(1) まずは、平成22年度に新たな事業展開、それに伴う設備投資の必要性について取締役会等で協議、検討を行うよう指導を行った。その後、必要となれば、指摘のあった減資方法について具体的な検討に入るよう合わせて指導を行った。</p>
<p>4. 財団法人 島根町地域振興財団 (観光振興課)</p> <p>(1) 提出された決算書類等において数値の記載漏れや表示の誤りなどの不備が見受けられた。書類の作成等事務処理には慎重を期され、組織としてのチェック体制を強化されるなど改善を図られたい。</p> <p>(観光振興課、生涯学習課)</p> <p>(2) 本来、事業ごとの収益と費用は、対応すべきものであるが、各指定管理施設事業の会計が、指定管理料収入に係る部分は一般会計、利用料金収入に係る部分は観光附帯事業特別会計に分けられている。事業ごとに明確な会計区分となるよう改められたい。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>(3) 指定管理施設として受託している「フレンズしまね」の管理運営については、第三者との全面的な業務委託と思われる契約を締結されており、基本協定の定めにも抵触している。稀有の観光資源を活用した同施設にとって、観光客等利用者の安全安心を確保することが第一に望まれることであるが、管理責任の所在が明確であるとは言い難い状況である。ついては、指定管理という手法を含め、今後の施設のあり方について早急に検討され、必要な措置を講じられたい。</p> <p>(4) 菌床椎茸事業については、生産農家の健全育成と産業の振興を図るという本来の目的がある。この目的を達成するため、財団としての事業への関わり方、今後どのように事業を進めていくかについて、十分に検討されたい。</p> <p>(水産振興課)</p> <p>(5) 「マリショップしまね」については、指定管理施設として有効に利用されているとは言い難い。テナントの誘致など利用促進を図り、施設の活性化とともに地域福祉の増進に資するよう努められたい。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>(6) 公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行され、施行後5年以内の移行手続きが必要となる。認定基準及び事業内容等を精査のうえ、今後の団体のあり方や方向性について松江市と協議を行い、新制度への対応を進められたい。</p>	<p>4. 財団法人 島根町地域振興財団 (観光振興課)</p> <p>(1) 書類等の作成については、二重チェック体制を取るなど、万全を期して事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>(観光振興課、生涯学習課)</p> <p>(2) 監査後、左記のことについて、明確な会計区分に改めるよう指導しました。その結果、平成22年度分から、指定管理料収入および指定管理に係る利用料金収入はともに一般会計として経理し、明確な会計区分となるように改めております。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>(3) ダイビング事業における利用者の安全確保や管理責任の所在の明確化など、今後の管理運営や施設のあり方について十分検討を行い、今年度中に事業の方向性について整理します。</p> <p>(4) 事業目的を達成するためには、菌床しいたけ生産組合が一貫生産したほうが効果的であると判断し、平成22年4月1日付けで生産組合へ事業を移管するよう指導しました。なお、移管にあたっては、生産組合への技術指導を行うよう指導しました。</p> <p>(水産振興課)</p> <p>(5) 施設及び地域の活性化を図るため、指定管理者において平成22年度からの新規テナントの誘致を積極的に行ってきました。その結果、平成22年3月24日から食堂、4月7日から日用雑貨・農産物販売、4月12日から鮮魚販売を行っています。さらに、5月1日からは、いちじくジャム等の販売を行うことになっております。今後は、地域の賑わい空間の場として、さらに活性化していくよう指導していきます。</p> <p>(観光振興課)</p> <p>(6) 新制度へ移行するためには、今後の団体のあり方や方向性について十分な検討が必要であり、今年度より対応にむけた準備を開始するよう指導しました。</p>